

# 伴走支援型特別資金 (旧名称:新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金)

## 事業目的・概要

- **新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や収益力改善を図ることを目的とした資金です。**
- **新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者が金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者に伴走的な支援を行います。**
- **金融機関は、原則として、5事業年度にわたり、四半期毎にフォローアップを実施します。中小企業者の経営状況を確認するとともに、経営行動計画書の実行状況を受け、必要に応じて指導・助言等の追加的な支援が行われます。**

### New! 令和5年1月10日から、以下の点について改正されました

- **売上減少要件等が緩和されました。**
- **「経営行動計画書」により策定する項目が追加されました。**
- **県制度融資(経営安定関連保証セーフティネット保証5号認定)による融資で、危機指定期間内(令和2年2月1日～令和3年12月31日)に保証申込受付及び融資実行された借入金を、本資金(セーフティネット保証4号認定)での借換ができるようになりました。**

	伴走支援型特別資金		
	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	一般保証
ご利用いただける方 ※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。詳しくは市町村にお問い合わせください。	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 県内において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	次の要件に該当し、指定業種に属する事業を行っており、市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者 (ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者	次のいずれかの要件に該当する中小企業者 (イ) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること (ロ) ①最近1か月間の売上高総利益率がいずれかと比較して5%以上減少していること a 前年同月の売上高総利益率 b 直近決算の売上高総利益率 ②直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ③最近1か月間の売上高営業利益率がいずれかと比較して5%以上減少していること a 前年同月の売上高営業利益率 b 直近決算の売上高営業利益率 ④直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
融資限度額	1億円		
資金使途	運転資金・設備資金		
利率	年1.60%以内		
償還期間	10年以内(うち据置5年以内)		
保証料 保証料補助	セーフティネット保証		一般保証
	保証料		年0.85% ※経営者保証免除対応適用の場合年1.05%
	保証料補助	国補助	年0.45~2.20% ※経営者保証免除対応適用の場合年0.65~2.40%
	事業者負担	0.25%~1.05% ※経営者保証免除対応適用の場合は、0.45%~1.25%	
	0.2~1.15%相当額の負担となります		
保証人	原則として法人代表者以外不要		
担保	必要に応じて徴求		
取扱期間 (注1)(注2)	令和3年4月1日から令和6年3月31日までに保証申込を受け付けたもの		
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫		

(注1)令和5年1月10日現在。(注2)取扱期間については延長となる場合があります。

## 手続きの流れ

①市町村へ認定申請  
【中小事業者】

②取扱金融機関へ  
融資の申込み

③審査  
【保証協会】

④融資実行  
【金融機関】

## ご利用にあたってのご注意

- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取り扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

## 伴走支援型特別資金（セーフティネット保証4号・5号） Q & A

### Q1 市町村の認定はどのようにして受けることができますか。

A： 認定書の様式や詳しい要件は、各市町村にお問い合わせください。

### Q2 セーフティネット保証4号・5号を利用する場合、保証限度額は別枠になりますか。

A： セーフティネット保証4号・5号は、一般資金等とは別枠で最大8,000万円までの無担保保証限度額となります（他に県制度融資「セーフティネット資金」を利用している場合は、合算して8,000万円まで）。詳しくは別途お問い合わせください。

### Q3 以前借り入れした資金を「伴走支援型特別資金」に借換することはできますか。

A： 県制度融資資金の債務であれば、当該資金への借換ができることとしています。ただし、80%保証（一般保証・セーフティ5号）から、100%保証（セーフティ4号）への借換は、借入時期など要件により借換することが可能です。詳しくは、金融機関にご相談ください。

### Q4 個人事業主も対象になりますか。

A： 信用保証対象業種であれば、法人に限らず、個人やご家族等で事業を営んでいる等、個人事業主の方も、県制度融資の対象になります。

### Q5 最近1か月の売上高とは、いつのものですか。

A： 申請月の前月（申請日までに集計が完了している1ヶ月）が基本となります。  
※一般保証の場合は、申請日から遡り3カ月間のいずれかの月となります。

### Q6 売上高の減少は、どのような資料で確認するのですか。

A： 試算表、売上台帳等により、売上高等の減少を確認します。これらの書類の写しを添付してください。

### Q7 認定されれば、融資実行されますか。

A： 認定書は、ご希望どおりの融資実行をお約束するものではありません。金融機関及び信用保証協会による審査を受けることになります。  
あらかじめ、金融機関に本資金の利用について、ご相談いただくことをお勧めします。

## お問合せ先

宮城県経済商工観光部商工金融課（商工金融班）  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階  
電話 022-211-2744  
URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>